

## 令和5年度 都道府県単位保険料率の決定について（案）

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第1項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおり決定する。

## 1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.29%	滋賀県	9.73%
青森県	9.79%	京都府	10.09%
岩手県	9.77%	大阪府	10.29%
宮城県	10.05%	兵庫県	10.17%
秋田県	9.86%	奈良県	10.14%
山形県	9.98%	和歌山県	9.94%
福島県	9.53%	鳥取県	9.82%
茨城県	9.73%	島根県	10.26%
栃木県	9.96%	岡山県	10.07%
群馬県	9.76%	広島県	9.92%
埼玉県	9.82%	山口県	9.96%
千葉県	9.87%	徳島県	10.25%
東京都	10.00%	香川県	10.23%
神奈川県	10.02%	愛媛県	10.01%
新潟県	9.33%	高知県	10.10%
富山県	9.57%	福岡県	10.36%
石川県	9.66%	佐賀県	10.51%
福井県	9.91%	長崎県	10.21%
山梨県	9.67%	熊本県	10.32%
長野県	9.49%	大分県	10.20%
岐阜県	9.80%	宮崎県	9.76%
静岡県	9.75%	鹿児島県	10.26%
愛知県	10.01%	沖縄県	9.89%
三重県	9.81%		

## 2. 適用時期

令和5年3月分（任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用

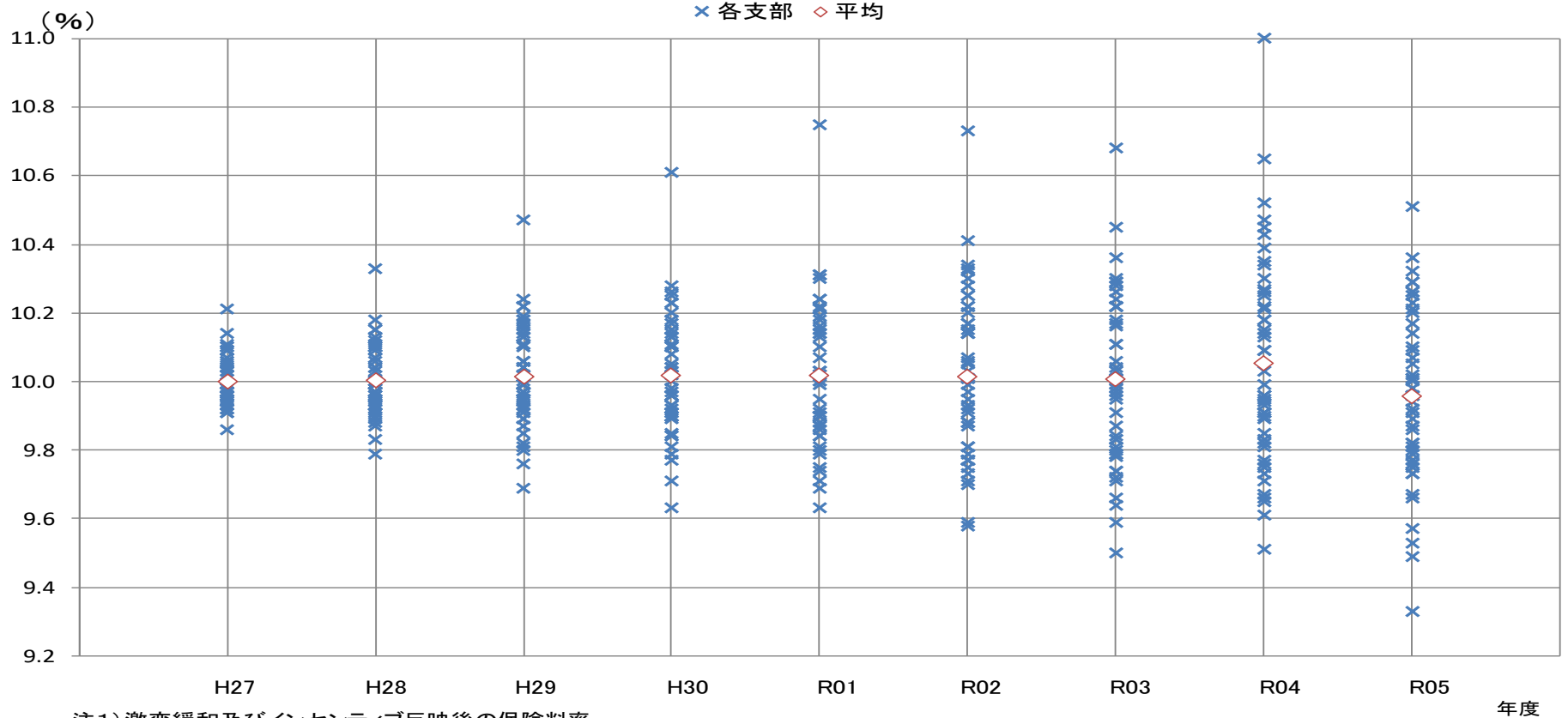
(参考) 令和5年度都道府県単位保険料率の令和4年度からの変化

(単位: %)

	令和4年度保険料率 (a)	令和5年度保険料率 (b)	現在からの変化分
			(b)-(a)
全 国	10.00	10.00	0.00
1 北 海 道	10.39	10.29	▲0.10
2 青 森	10.03	9.79	▲0.24
3 岩 手	9.91	9.77	▲0.14
4 宮 城	10.18	10.05	▲0.13
5 秋 田	10.27	9.86	▲0.41
6 山 形	9.99	9.98	▲0.01
7 福 島	9.65	9.53	▲0.12
8 茨 城	9.77	9.73	▲0.04
9 栃 木	9.90	9.96	+0.06
10 群 馬	9.73	9.76	+0.03
11 埼 玉	9.71	9.82	+0.11
12 千 葉	9.76	9.87	+0.11
13 東 京	9.81	10.00	+0.19
14 神 奈 川	9.85	10.02	+0.17
15 新 潟	9.51	9.33	▲0.18
16 富 山	9.61	9.57	▲0.04
17 石 川	9.89	9.66	▲0.23
18 福 井	9.96	9.91	▲0.05
19 山 梨	9.66	9.67	+0.01
20 長 野	9.67	9.49	▲0.18
21 岐 阜	9.82	9.80	▲0.02
22 静 岡	9.75	9.75	0.00
23 愛 知	9.93	10.01	+0.08
24 三 重	9.91	9.81	▲0.10
25 滋 賀	9.83	9.73	▲0.10
26 京 都	9.95	10.09	+0.14
27 大 阪	10.22	10.29	+0.07
28 兵 庫	10.13	10.17	+0.04
29 奈 良	9.96	10.14	+0.18
30 和 歌 山	10.18	9.94	▲0.24
31 鳥 取	9.94	9.82	▲0.12
32 島 根	10.35	10.26	▲0.09
33 岡 山	10.25	10.07	▲0.18
34 広 島	10.09	9.92	▲0.17
35 山 口	10.15	9.96	▲0.19
36 徳 島	10.43	10.25	▲0.18
37 香 川	10.34	10.23	▲0.11
38 愛 媛	10.26	10.01	▲0.25
39 高 知	10.30	10.10	▲0.20
40 福 岡	10.21	10.36	+0.15
41 佐 賀	11.00	10.51	▲0.49
42 長 崎	10.47	10.21	▲0.26
43 熊 本	10.45	10.32	▲0.13
44 大 分	10.52	10.20	▲0.32
45 宮 崎	10.14	9.76	▲0.38
46 鹿 児 島	10.65	10.26	▲0.39
47 沖 縄	10.09	9.89	▲0.20

# 都道府県単位保険料率の分散状況の推移

○ ここ数年の保険料率の分散の推移をみると、令和2年度までは、激変緩和措置の影響により前年度と比べて大きくなっており、令和4年度の分散については、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きくなったが、令和5年度の分散については、令和3年度と同程度となった。



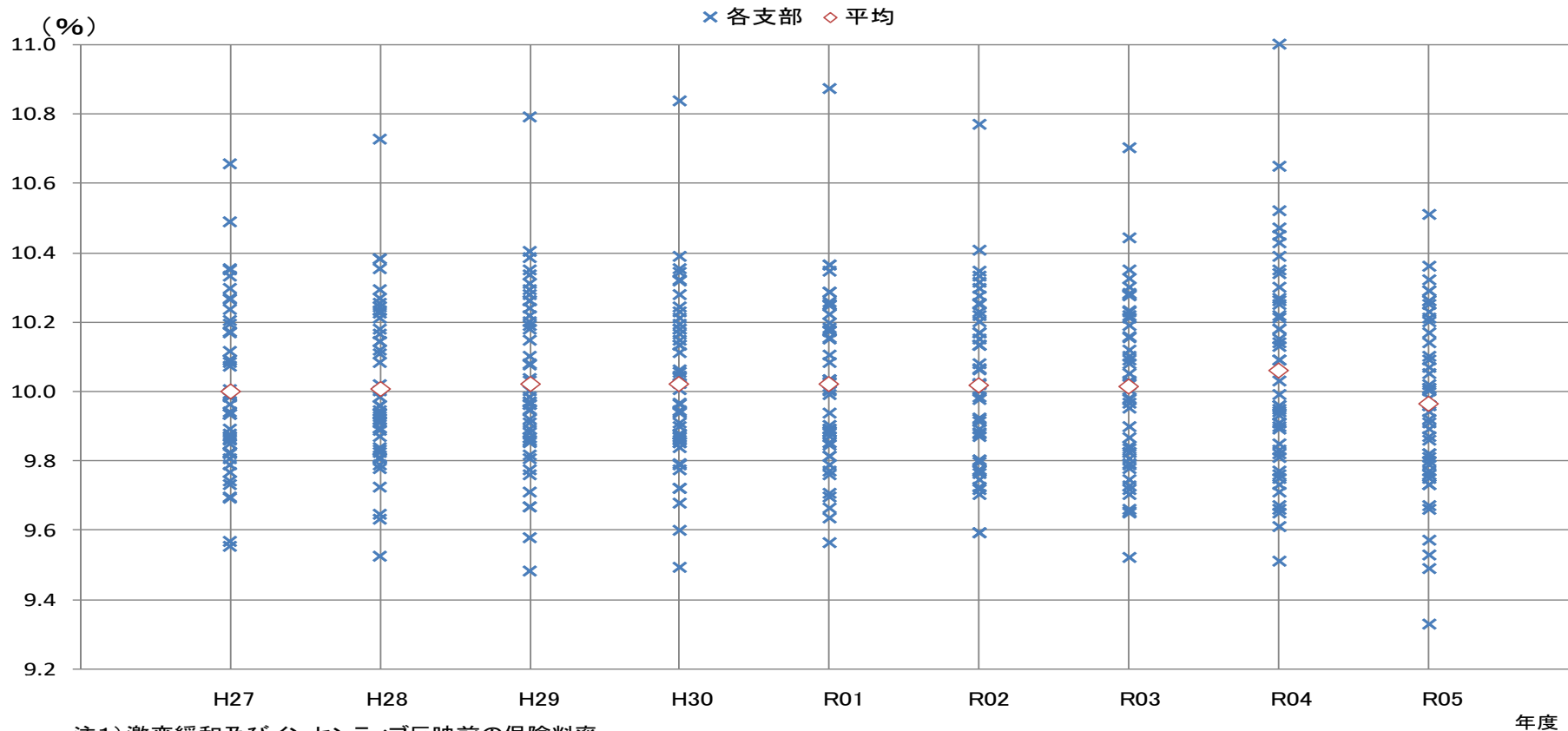
注1) 激変緩和及びインセンティブ反映後の保険料率。  
 2) 「平均」は47支部の単純平均であり、全国平均(総報酬による加重平均)とは異なる。

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
平均	10.00	10.00	10.02	10.02	10.02	10.02	10.01	10.05	9.96
分散	0.005	0.010	0.022	0.030	0.044	0.057	0.061	0.092	0.063
標準偏差	0.071	0.101	0.147	0.174	0.209	0.238	0.248	0.303	0.250
激変緩和率	0.30	0.44	0.58	0.72	0.86	1.00	1.00	1.00	1.00
インセンティブ(%)	-	-	-	-	-	0.004	0.007	0.007	0.010
最高料率	10.21	10.33	10.47	10.61	10.75	10.73	10.68	11.00	10.51
最低料率	9.86	9.79	9.69	9.63	9.63	9.58	9.50	9.51	9.33

※分散とは、平均値からのばらつき具合を測る指標。値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。なお、標準偏差は、分散の二乗根。

## (参考)都道府県単位保険料率(激変緩和前、インセンティブ反映前)の分散状況の推移

- 激変緩和が導入されていた令和元年度までは、激変緩和前の分散は同程度で推移していた。
- インセンティブ制度導入後、令和2年度から5年度の分散をみると、インセンティブ反映前後で大きな変化はみられなかった。



	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
平均	10.00	10.01	10.02	10.02	10.02	10.02	10.01	10.06	9.96
分散	0.055	0.053	0.061	0.058	0.059	0.058	0.061	0.091	0.064
標準偏差	0.235	0.230	0.248	0.241	0.244	0.240	0.247	0.301	0.253
(参考)分散 (激変緩和後・インセンティブ反映後)	0.005	0.010	0.022	0.030	0.044	0.057	0.061	0.092	0.063

※分散とは、平均値からのばらつき具合を測る指標。値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。なお、標準偏差は、分散の二乗根。